**平成２３年（フ）第７１号**
沖縄県浦添市屋富祖３丁目31番１号　東江アパート201号
債務者　東江　好美（旧姓仲里）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第７２号**
秋田県男鹿市脇本脇本字前野40番地13
債務者　浅石　トミ
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１８号**
群馬県みどり市大間々町大間々672番地１　パナステージ四季の郷Ｄ―102
債務者　佐藤　勝美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２３年（フ）第９３号**
千葉県松戸市松戸新田389番地の１　ドミール芦田201号
債務者　高橋　幸夫
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第９４号**
千葉県松戸市松戸新田389番地の１　ドミール芦田201号
債務者　高橋　理恵
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第１０７号**
千葉県我孫子市新木1807番地　９―201号
債務者　豊嶋　勇
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第１１６号**
千葉県野田市山崎貝塚町38番地の７
債務者　武井　真梨（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第１１８号**
千葉県松戸市北松戸２丁目12番地の６　ローズマロー北松戸305号
債務者　飯田　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第１２０号**
千葉県松戸市五香南１丁目８番地の３　エルンテハイム207号
債務者　岡本　建造
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第１２６号**
千葉県柏市しいの木台４丁目46番地９
債務者　松永　昭子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第１３３号**
千葉県松戸市五香南３丁目16番地の28
債務者　中尾二美枝
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第４１３号**
福井県勝山市片瀬町２丁目317番地
債務者　荒木　智美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３６号**
福井市大丹生町第52号35番地１
債務者　山口　慶太
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３７号**
福井市新保１丁目402番地　新保団地Ａ棟309号室、旧住所福井県吉田郡永平寺町せせらぎ313番地
債務者　南部　孝二
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３９号**
福井県越前市粟田部町第29号16番地
債務者　山田　友和
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３９７号**
長野県中野市大字竹原1892番地10
債務者　小野沢徳夫
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第９号**
長野県松本市大字笹賀5087番地23　県営住宅Ａ２―１号
債務者　中野　喜市
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
長野地方裁判所松本支部